

## 日本型直接支払制度の取組について



山口県農林水産部農村整備課 課長 阿武 良一

地域活動組織の皆様におかれましては、平素より農地の維持管理活動や集落機能の保全のための共同活動に多大なご尽力を頂きまして、心より敬意を表しますとともに感謝申し上げます。

多面的機能支払については、皆様の積極的な取組みにより、平成 26 年度末で 345 の活動組織において、19,087ha の農地保全活動が実施されています。また、中山間地域等直接支払は、平成 26 年度末で 12,760ha の取組実績となっています。

一方、農村地域においては、人口減少や少子高齢化は一段と加速しており、農村集落での保全活動の維持が一層厳しい状況になることが想定されます。

こうした中、本県では「活力みなぎる山口県」の実現に向け、新たな県政運営の指針「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」を平成 27 年 3 月に策定し、これに併せ、農林水産部においては、やまぐち農林水産業活力創出行動計画」を策定しました。この重点項目の中に「多面的機能の維持・発揮」として、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の積極的活用及びこれらと一体的に取り組む農業・農村活性化対策の推進を図ることとしております。

ご承知の通り、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が平成 26 年 6 月に法制化され「多面的機能支払」と「中山間地域等直接支払」及び「環境保全型農業直接支払」とを一体的に取り組む「日本型直接支払制度」が本年4月から施行することとなりました。

本制度については、道路・水路等の維持管理を地域で支えることにより、担い手農家への負担軽減を図ると共に、農業生産と地域資源の維持を通じ、農地防災、農村景観、鳥獣被害防止等、多面的機能の維持・発揮を図るものです。

このため、集落全体での継続した保全活動が実施されるよう一体的かつ広域的な組織化を推進し、各交付金を有効的に受けることにより、保全活動に係る地元負担を軽減していく他、事務の統合など効率化や組織体制の強化を図ることとしています。

また、中山間地域等直接支払の第 4 期対策への移行においては、体制整備の取組みに加え、加算措置の活用を推進し、担い手の確保とあわせた農地保全、生産活動等の維持・拡大を図り、第 3 期対策以上の取組みを目指します。

県においても、本年度より多面的機能支払と中山間地域等直接支払を農村整備課が所管し、一体的な取組みを進めるよう体制を整えておりますので、本制度の更なる推進に向け、皆様方の一層の御協力をお願い申し上げます。



## ◎ 推進組織として、「山口県日本型直接支払推進協議会」がスタート！

平成 27 年 7 月より、多面的機能支払、中山間地域直接支払、環境保全型農業直接支払から構成される「日本型直接支払」を包括的かつ弾力的に事業推進ができるよう推進組織の名称を変更して、推進体制を再編しました。なお、事務局は県土連ビル 1F にありますので、お気軽にお立ち寄りください。



<b>事務局 1F</b> ☎083-933-0755	
事務局長	油利 裕
主査	森山 俊郎
臨時職員	和田 有希
<b>支部事務局 4F</b> ☎083-933-0035	
下関支部事務局長(総括)	秋本 克己
岩国・柳井支部事務局長	国本 卓也
周南支部事務局長	内田 保夫
山口・萩支部事務局長	小笠原 英樹
美祿支部事務局長	石津 久美子
長門支部事務局長	森永 耕造

## ◎ 「平成 27 年度農村振興リーダー研修」が開催されます。

日時；8月19日（水）～8月21日（金）

場所；岡山県農業共済会館 大会議室

研修人数；約 80 名程度

参加される方は、7月29日（水）までに県協議会へお申込みください。

※ この研修は、農地維持支払「事務・組織運営の研修」及び 「機能診断・補修技術の研修」に該当します。なお、参加費及び宿泊、交通費は交付金より支出できます。

## ◎ よくある質問コーナー

**Q.** 平成 24 年度に協定を締結し（活動期間は平成 28 年度まで）、共同活動と向上活動を実施していた組織が、平成 26 年度に追加活動申請書により多面的機能支払に移行した後、平成 28 年度までに対象活動が減少した場合、減少分に係る農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（共同活動、長寿命化）の遡及返還はどのようになるのか。

**A.** 農地維持支払及び資源向上支払については、多面的機能支払の認定年度まで遡及返還が必要である。農地・水保全管理支払の共同活動については、協定締結年度の平成 24 年度まで遡及返還が必要となる。なお、平成 24・25 年度の農地・水保全管理支払の向上活動（長寿命化）に係る交付金については、遡及返還の対象とはならない。ただし、向上活動（長寿命化）において、過去の農地転用等により面積の減少があった事実が次年度以降に明らかとなった場合、本来、実施すべき年度毎の精算がなされていないこととなり、農地転用の事実が発生した年度まで遡って返還することが必要となる。

編集・発行：〒753-0079 山口市糸米 2-13-35 （県土連ビル 1F）

山口県日本型直接支払推進協議会 TEL 083-933-0755 FAX 083-933-0756

<http://www.tamenteki-yamaguchi.jp>